

工事実施段階における「三者会議」の実施要領

1. 目的

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者、設計者(コンサルタント等)、施工者が施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有することが重要であるため、工事実施段階における三者間の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事

コンサルタント等による詳細設計の成果を有する工事のうち、以下のいずれかの項目に該当する工事を対象とする。

重要構造物(橋梁・トンネル・ダム・樋門等)を含む工事
大規模な仮設(仮栈橋・仮締切等)を含む工事
主たる工種に新技術や新工法を採用した工事
第三者への影響が大きい工事
施工者が希望する工事で発注者が特に必要と認める工事

3. 構成員

構成員は以下のとおりとする。

発注者 : 監督員(必要に応じて担当課長・検査員等)
施工者 : 工事請負業者(現場代理人・監理技術者・主任技術者等)
設計者 : 当該工事の詳細設計を実施したコンサルタント

4. 開催時期

施工者による施工計画(当初)の策定時(現地調査や設計照査の完了後)に、発注者が日程調整を行い開催する。

なお、開催回数は上記時点の1回を標準とするが、施工条件に大幅な変化が生じるなど発注者が必要と認める場合は、複数回開催することができるものとする。

5. 実施要領

(1) 会議の開催

対象工事の施工者は、施工計画(当初)の策定時、三者会議の実施について発注者に要請するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や確認すべき点がある場合は、それらを整理した書面(様式自由・以下「質問書」という。)を、併せて提出するものとする。

施工者から要請を受けた発注者は、会議出席者と調整を行うとともに、設計者に対して、「参加要請文書」や「質問書」を送付するものとする。

発注者から要請を受けた設計者は、当該工事の詳細設計の監理技術者(もしくはこれと同等の技能を有する者)を含む2名以上を、三者会議へ出席させるものとする。

(2) 会議の運営

発注者は、会議の進行を行うものとする。

施工者は、現地調査や設計照査の結果を報告するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や確認すべき点について説明するものとする。

設計者は、設計思想や施工上の留意点などを説明するとともに、設計者と発注者は、施工者の質問等に対して回答を行うものとする。

会議の各参加者は、設計図書と現場の整合性や、設計思想や施工上の留意点等について確認を行うものとする。

施工者は、確認した内容(様式自由)を速やかに整理して、後日、発注者と設計者に提出するものとする。

